

定額給付金

申請書の提出は、もうお済みですか？

町では、3月下旬に定額給付金の申請書を送付し、4月1日から随時受け付けを行っています。

給付金の給付は、申請書を提出いただいた世帯から順次給付手続きを行っています。
まだ申請書の提出がお済みでない場合は、お早めに提出いただきますようお願いします。



申請の受け付けが始まった定額給付金

- 給付金のお振り込みは、申請書を提出されてから6週間程度かかる場合があります。
- 現金給付の方は、6月中旬以降に給付を行います（別途通知します）。
- 申請期限は、平成21年10月1日となっています。
- まだ申請書が届いていないという世帯がありましたら、至急、下記までご連絡ください。

子育て応援特別手当

申請書の受け付けが始まりました



子育て応援特別手当の申請書を4月中旬に該当すると思われる世帯に送付しました。

申請書が届いた方で支給対象となる世帯につきましては、お早めにご提出ください。

なお、申請書が届いていない世帯でも、「対象となる子ども」と「第1子」が別居している場合、同じ人に扶養されていることが確認できれば、「対象となる子ども」に当てはまる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

- 手当のお振り込みは、申請書を提出されてから6週間程度かかる場合があります。
- 現金受領の方は、6月中旬以降に支給を行います（別途通知します）。
- 申請期限は、平成21年10月21日となっています。
- 支給対象となる子は、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもであって、第2子以降の子どもです。

問い合わせ先

役場企画財政課 ☎ 286 - 3111

電話によるお問い合わせの際は、「定額給付金のこと」または「子育て応援特別手当のこと」とお申し出ください。